

午前十時 二分 開会

○議長（清成宣明君） 平成十六年第四回別府市議会定例会は、成立をいたしました。ただいまから、開会いたします。

地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため市長ほか関係者の出席を求めましたので、御了承願います。

次に、報告事項がございます。

去る十月二十五日、奈良市において開催されました第九十九回国際特別都市議会議長協議会定期総会に私が出席をいたしました。その概要につきましては、別紙報告書をお手元に配付いたしておりますので、これにより御了承願います。

これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第一号により行います。

日程第一により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第八十一条の規定により議長において指名いたします。

十四番 野田紀子君

十八番 後藤健介君

二十三番 佐藤岩男君

以上の三名の方々をお願いいたします。

次に日程第二により、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしております会期日程のとおり、本日から十二月十五日までの十四日間といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から十二月十五日までの十四日間と決定いたしました。

次に日程第三により、継続審査中の議第三十二号別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを上程議題といたします。

総務文教委員会委員長より、委員会における審査の経過と結果について、御報告願います。

総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長・平野文活君登壇）

○総務文教委員会委員長（平野文活君） 去る三月の定例会において当委員会に付託を受け継続審査中の、議第三十二号別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、十一月二十二日委員会を開催し審査いたしましたので、その審査の経過と結果を報告いたします。

四月九日に議長の諮問機関である議会改革推進委員会が設置されて以降、議会改革に関し九回の審議を重ね、十月八日、議長にこの答申がなされました。これを受け十一月十五日には議会運営委員会において協議され、議会改革案の諸事項に対する申し合わせが行われているところであるとの報告に対し、議員より、周知期間の関係等を考慮しながらも、現在、議会運営委員会において答申内容の審議中であり、本件についてはその結果を踏まえ、より慎重に審査してはどうかとの意見がなされたところであります。

採決に当たり、今後における議会運営委員会審査の推移を見守りながら、さらに慎重に対処すべきであるとの観点から、閉会中も引き続き継続審査とすべきものと決定した次第でございます。

以上、まことに簡単でございますが、委員長報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（清成宣明君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告及び討論の通告はありませんので、これより採決を行います。

上程中の議第三十二号別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてに対する委員長報告は、さらに閉会中も引き続き継続審査といたしたいとの報告であります。議第三十二号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第三十二号は、委員長報告のとおりさらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定いたしました。

次に日程第四により、継続審査中の議第八十七号平成十五年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十五年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてを上程議題といたします。

決算特別委員会委員長より、委員会における審査の経過と結果について御報告願います。  
決算特別委員会委員長。

（決算特別委員会委員長・首藤 正君登壇）

決算特別委員会委員長（首藤 正君） 決算特別委員会は、去る九月十五日開催の第三回市議会定例会最終日において継続審査に付されました議第八十七号平成十五年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十五年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査するため、十一月四日、五日の二日間にわたり委員会を開会し慎重に審査を行いましたので、その概要及び結果について簡単に御報告申し上げます。

初めに、市税の滞納問題についてであります。

毎年、部課長による特別滞納整理本部を設置し、高額滞納整理を行っているようである

が、徴収実態にどの程度の実効があったのか、その実態を明らかにしていただきたいとの問いに対し、平成十五年度における市税ベースでは十数%の成果があり、指摘されたとおり比較的高額なケースについて各部課長に取り組んでいただいているところであるとの説明がなされましたが、さらに委員から、特に悪質と思われる滞納者に対する徴税体制に苦慮していることがうかがえるが、現在までどのような対応をしているのかとの質疑に対し、通常の滞納整理の手続きとしては、まず納期が経過した後、督促状を発送し、これにより納付がない場合には、各種催告書や電話による催告、さらには自宅や会社を臨戸し、催告、納税交渉を行っている。交渉において経済的事情により分割納付の申し出があれば分割納付に応じているのが現状であるが、訪問時に不在がちな滞納者に三回、四回と文書等による催告を行っても何ら応答のないものについては、極力滞納処分、いわゆる差し押さえをするという基本姿勢で業務に当たっている旨の説明がなされた次第であります。

さらに、市税の徴収率向上を図る観点から、市報や広報車による納付の啓発、納税貯蓄組合への加入促進、口座振替制度の奨励や啓発、さらにはチラシの全戸配布など自主納税意欲の高揚を図るとともに、悪質な滞納者に対する不動産の差し押さえ処分等による徴税努力を引き続き行っていただくよう要望する意見が述べられたところであります。

次に、平成十五年度の財政構造を示す経常収支比率については、九〇・五%と硬直化を示しているようであるが、複雑・多様化する行政需要の増大に相まって毎年増加の傾向を示しているのではないかと思われる反面、市税を初めとする自主財源については、それに対応する伸びを期待することは困難ととらえている。そのような中、今後の経常収支比率に対する改善策についてどのような方向性を見出そうとしているのかとの質疑に対し、平成十五年度決算においては〇・一ポイント改善がなされたものの、経常一般財源のうち市税、地方交付税が落ち込む一方で、歳出では扶助費等の大幅な増加傾向が見られており、さらに今後、国の「三位一体の改革」の中、改善することは大変厳しい状況ではあるが、市税等の一般財源の確保に加え、さらなる経常経費の削減を行い、経常収支比率の改善を図ってまいりたいとの説明がなされた次第であります。

続いて特別会計では、国民健康保険事業特別会計について、昨今の経済不況の中、納めたくても納められない方々に対する施策を推進すべく、国民健康保険税条例第八条にある減免規程の枠の拡大を図っていただきたいとの要望がなされたところであります。

次に、地方税法で唯一自主申告納付制度をとられている入湯税に関して、納税義務者の追跡調査を行っているのか、また入湯税を納める特別徴収義務者に交付する特別徴収交付金の支出根拠と全国的な状況についてただす中で、地方税法第七百一条の五に「市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、特別徴収義務者に対し、事業に関する帳簿、書類その他の物件を検査することができる」と明記されているところから、平成十四年と十五年に過少申告者が発覚した際に、適正な申告納

付をするよう指導を行ったところである。また、特別徴収交付金については、平成八年より「別府市入湯税特別徴収交付金要綱」に基づき交付されており、交付対象としては、入湯税の特別徴収義務者により組織された旅館組合等であり、ホテル・旅館組合等が六団体、保養所協会三団体の計九団体に対して交付した実績となっている。さらに、全国の温泉所在都市を対象に照会を行った結果、神奈川県箱根町、静岡県伊東市、岩手県花巻市等計十一の市・町が交付しているが、全国的には段階的に削減または廃止をする傾向であるとの説明がなされた次第であります。

これに関連して、今後ますます財政が厳しくなると予測される中において、各種負担金・補助金・交付金についても逐次精査の上、削減及び廃止の方向性を見出すべきであるとの意見に対し、予算編成を行う段階で各課の要求書及び補助金交付金等の状況調査を提出させ、団体等の事務内容、補助金の目的及び効果、経理状況等を聴取し、また決算において多額の繰越金が計上されていないか等、十分精査した上で予算編成を行っている。今後とも補助金の使途及び補助金効果を的確に把握し、法令等に基づくものを除き交付期間を限定するサンセット方式（三年の期限つきで補助を打ち切ること）の導入に向けて取り組んでまいりたいとの説明を了としたところであります。

このほか、高齢者福祉関係では、敬老祝金制度のあり方に関して「ワンコインパス」の導入などを前提にした施策のシフト変更を考慮すべきであるとの意見や、昭和六十三年に発足した市政モニター制度の今後のあり方を問う意見、さらに機構改革に伴う東京事務所の将来の位置づけ等をただす意見等々、二日間にわたり活発な質疑応答がなされた次第であります。

以上の質疑・意見を踏まえ、今回の決算審査におけるまとめ・総括に入りましたが、まず、平成十五年度決算における一般会計においては、各年度における財政運営上の状況を判断する上で重要になる翌年度への繰越財源を除いた実質収支では約六億二千万円の黒字となっているものの、平成十二年度並みに低迷しており、さらに前年度の実質収支との差し引きである単年度収支については約九千六百万円の悪化を見ているところである。

今後、このまま推移すれば実質収支も赤字に陥り、基金が底を突くことにもなりかねず、本年八月に提出された「行政改革推進計画」及び「緊急財政再生プラン」が、絵にかいたもちにならないよう、改革実現に邁進していただきたい。

なお、今回の審議対象である決算については、地方交付税と固定資産税だけで十億円を超える減収となる中、昨年、「緊急財政再生宣言」を行い、少なからず財政運営の健全化に取り組んできた結果も含まれてのことと受けとめるものである。

次に特別会計については、昨年と同様、実質収支において赤字となっているのは、公共下水道及び老人保健の両会計であり、また前年度決算と比較した場合、実質収支が改善されているものは、競輪事業、交通災害共済事業、公共下水道事業及び介護保険事業の各特

別会計であり、実質収支が悪化したものとして、国民健康保険事業及び老人保健の両特別会計である。

特別会計については、一般会計からの繰入金や制度改正との絡みもあり単純に判断できない部分もあるが、実質収支が黒字であっても、前年度との比較である単年度収支の悪化が見られる特別会計にあっては、早急な改善に取り組んでいただきたい。

また、公共下水道事業においては、市民負担の増となったものの料金適正化による改善が大きく、並行して事業内容の見直しを進めた結果、黒字転換まであと一步のところまで来たことは、評価に値するものである。

なお、特別会計全体では、一般会計からの繰入金が増加したものの実質収支の改善が図られ、おおむね良好であると考えられるものの、一般会計の1割を超える繰入金により成り立っている状況について十分認識の上、一般会計の負担軽減につながるよう、さらなる改善努力をお願いしたい。

続いて、一般会計に温泉事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計及び海岸整備事業特別会計の一部を加えた普通会計ベースでの財政指標についてであります。まず実質収支比率では、平成十三年度以降悪化の一途をたどり、平成十二年度以前の状況にあることから、財政収支に黄色信号が点滅してきたものと推察されるところである。

次に、経常収支比率については、厳しい財政状況の中、平成十四年度より0.1ポイント改善したものの非常に高い水準にとどまり、財政の硬直化の改善が図られていないと見受けられる。特に職員人件費については、今後迎える「団塊の世代」の退職期に大きな割合を占めることは確実であり、中・長期的な定員適正化を念頭に置いた枠組みが必要不可欠となることから、早期なる推進を図られたい。

また、借金返済の状況を示す公債費比率では、前年度よりもさらに健全な状態であるものの、今後、べっばアリーナなどの大型事業の元金償還の開始など、再び負担増加となることが予想されるので、新規事業にかかる起債等についても安易に後年度負担を残すことのないよう十分配慮をお願いしたい。

さらに、義務的経費のうち人件費、公債費については一定の改善が見られるが、扶助費の急激な伸びについては、制度の問題はあるにせよ、今後の「三位一体の改革」の方向性を勘案するとき、財政運営に対する大幅な圧迫感は必至であり、再度の検証及び対応策の検討をなされるとともに、補助金等の支出に当たっては、聖域なき見直しを行う時期が到来しているものと考慮し、厳正な対処を願うところである。

続きまして、別府市財政の構造上の一番の問題点である自主財源比率については、全国の類似団体と比較しても非常に低くなっており、この改善のために税収の増加や収益事業である競輪事業の再興が不可欠であり、担当部署において従来から努力をされているところは認めるが、この改善なくしては抜本的な財政基盤の確立は不可能であり、これからは

歳出の抑制中心ではなく、限られた財源を有効に活用し、新たな歳入の確保といった視点での政策形成をすると同時に、あわせて未利用財産の活用など新たな財源確保についても早急に取り組んでいただきたい。

さて決算特別委員会の目的については、予算の執行結果である決算の認定と同時に、将来に向け、指摘された問題点は改善し、よい部分は伸ばす努力が最も重要であり、各委員からの指摘、助言について真摯に受けとめ、十分に検討し、今後の予算編成や事業実施に当たっては、財政当局とも協議する中で反映させるべく、毎回の決算審査で同じような指摘を受けることのないよう努力を願う次第であります。

また、次年度以降、国の「三位一体の改革」がいまだ明確に示されていないものの、さらなる財源不足が生じることは疑う余地のないところであり、これまでの経験をフルに生かし、中・長期的な展望を見据えた市政運営を実施されることを望むところである。

最後に、従来から余り触れられることのなかった議会費についても、本年度、みずから議会改革を審議し、各種項目の改革に向けて作業中であるが、行財政改革に臨む市長の不退転の決意も伺っており、議会としても協働してこの困難な時代を乗り切っていく覚悟であり、車の両輪である観光再生についても一層の努力を願うものであるとの総括意見が述べられた次第であります。

以上、本決算における審査の概要であります。一部委員から、補助金支出等の内容について納得するに至らず、反対であるとの意思表示がなされ、最終的に議第八十七号平成十五年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十五年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決の結果、賛成者多数をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました次第であります。

以上、決算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

少数意見の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（二十四番・泉 武弘君登壇）

○二十四番（泉 武弘君） 私は、十五年度一般会計、総務管理費の中から職員人件費、特別昇給分六百四十三万二百三十五円に、反対の立場からその討論を行います。

特別昇給については、別府市職員の初任給昇格及び昇給等に関する規則第十八条で定められています。その規則によると、「勤務成績の特に良好な職員が、次に該当する場合、期間を短縮して直近上位の給与月額に昇給させることができる。この場合、あらかじめ市長の承認を得なければならない」と規則で定めています。そして、特別昇給できる条件として、「一、勤務成績が特に優秀であるという理由で表彰を受けた者。二、あらかじめ市

長の指定する職員研修に参加し、その成績が特に優秀な場合。三、業務成績の向上、能率の増進、発明の考案等により職務上特に功績があり、市長または市長の指定する表彰を受けた者。四、二十年以上勤続して退職する場合。五、あらかじめ策定された人事計画に基づき、勤続二十年未満で勤奨を受けて退職する場合。ただし、その者の非違による場合を除く。六、職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じた結果、退職する場合。七、職員が、生命を賭して職務を遂行し、そのため危篤となり、または心身に障害を有することとなった場合。八、その他市長が、前各号に準ずると認める場合」。さらに二項では、「前項の場合において任命権者が必要と認めるときは、市長の承認を得てその現に受けている号級二号級以上上位の号級へ昇給させ、または昇給期間の短縮のいずれもあわせて行うことができる」としています。次の各号に掲げる職員については、特別昇給を行うことができないとし、条件つき採用期間中の職員や臨時職員などが列記されています。

さて、この特別昇給制度の問題点について見てみますと、一番、勤務成績が特に良好な職員が各号に該当する場合、期間を短縮して昇給させることができるとしていますが、「良好」という意味は、辞書によると「いい様子」となっています。勤務成績が良好なことは当たり前のことですが、このように漠然とした定義を定めている点が重大な問題点になるわけです。何をもって「いい様子」とするのが釈然としません。

次に、「いい様子」であった職員が二十年以上勤続して退職する場合は、別府市は特別昇給をさせていますが、この特別昇給制度は極めて違法性の強い、しかも妥当性のない制度と言わざるを得ません。そもそも特別昇給制度の創設については、その理由がはっきりしないばかりか、国においても昭和二十六年に創設していますが、やはり創設理由がはっきりしていません。そのことからしても、この制度が退職金のお手盛りと言われるゆえんです。

十五年度定年退職者二十九名に対して、特別昇給者は全員の二十九名で、特別昇給の金額は六百四十三万二百三十五円、一人当たり支給額は二十二万一千七百三十二円となっています。これらの退職者二十九名に対して、二十年以上勤続して退職したからとして特別に昇給させていますが、この昇給の決定は市長の承認を得て実施されています。ここで最も大事なことは、特別昇給を承認した市長の判断基準が非常にあいまいで、しかもこの問題は、「承認」という市長の裁量で行われている点が重要でございます。果たしてそのような自由裁量権が市長に自由に与えられているかという点ですが、市長に裁量権が自由に与えられているわけではありません。「二十年以上勤続して退職する場合」という表現で全員を退職前に特別昇給させたことは、余りにも社会実勢からかけ離れていると言わなければなりません。

この点について地方公務員法第十四条では、「情勢適応の原則」として次のように定め

ています。「地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適應するように、随時、適当な措置を講じなければならない」としています。このことからしても、別府市が随時適当な措置をとってこなかったことは明らかです。また第二十四条では、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」としています。このように、社会情勢と密接的な関係がある公務員給与は随時適当な措置が要求されているにもかかわらず、この問題に見向きもしない市の考えが、一般社会と大きく乖離していることだけは歴然としています。なぜ公務員の給与が社会情勢と深い関係があるかといえ、それら社会生活を営む人々の税の負担によって給付されているからです。

市長は、「市民の目線で政治を行う」と約束して当選されました。市長あなたは、特別昇給は「市民の目線」に沿ったものだとお考えですか。もしそうだとすれば、それはあなたの「市民を見る目線」が間違っているとしか私には思えません。

議員の皆さんは、市民の貴重な税金をこのような特別昇給への使途支出として認めることができるのでしょうか。違法性が極めて高く、しかも支出の妥当性のない予算執行を認めることは、議会がチェック機能をみずから放棄するに等しいとも言えます。市長は、「市民の目線での政治」と言っていますが、今、私たち議会に求められているのは、市長の言われる「市民の目線での政治」を議会が実行することではないでしょうか。

終わりに、もう一度議員の皆さんにお尋ねします。あなたは、市民の貴重な税金を特別昇給に支出することを本当に認めることができますか。議員諸兄の良識ある判断に期待をして、私の討論を終わります。ありがとうございました。

(七番・猿渡久子君登壇)

○七番(猿渡久子君) 日本共産党議員団を代表して、十五年度決算の認定に反対の立場から討論を行います。

第一に、総合体育館建設に要する経費に反対です。

もともと我が党は、総合体育館は必要だが、別府市の財政状況からいって規模が大き過ぎると反対してきました。二〇〇八年の国体までにはまだ時間があり急ぐ必要がないこと、代替球場もないまま別府球場をつぶすのは、建設順序が逆であること、市民公聴会など計画段階から広く市民の声を反映させることなども指摘してきました。決算審議の中で総合体育館の建設費、備品を含む総事業費は約四十二億六千万であり、その工事の市内業者の下請参入率はわずか七・三%であることが明らかになりました。

それに対し南小学校の校舎、体育館、プールの建設費などは十四億八千二百万であり、市内業者に直接発注されています。市内の業者からは、大型公共事業では市内業者は下請、孫請でもうけがないという声が聞かれますが、その下請でさえ七・三%とわずかな仕事し

か回っていないのです。別府市の財政状況が今後ますます厳しくなる中、市民の切実な要求が山積している中、四十二億六千万の大型公共事業は負担が大き過ぎます。同時に、我が党がかつてより主張してきたように、大型公共事業でなく暮らしに役立つ身近な公共事業を進めることが、市内業者の仕事や雇用に役立つことが、決算審議の中でも明らかになりました。

総合体育館アリーナの年間の維持管理費は約七千四百万ということですが、これも大きい負担だと考えます。稼働率が四五・四％ということですが、今後は特に平日の利用を促進するなど稼働率の向上にさらに努力することを要望します。

また、今後の公共事業について、新野球場などは、別府市の財政状況に見合った無理のない規模にすべきと考えます。

第二に、同和関連部分に反対です。

すでに国の特別措置法の期限は十三年度末に切れており、全国の自治体は同和特別対策の終了を宣言し、一般行政に移行させております。別府市では同和指定地域もなく、なお特別扱いをする根拠はありません。同和団体への補助金は廃止すべきと繰り返し主張してきましたが、十五年度決算でも全日本同和会と部落解放同盟に三百万ずつ、合計六百万の補助金を出しています。これに対し全日本同和会の十五年度の会費収入は、わずか二万五千元と報告されており、会費収入の百二十倍もの補助金など認めるわけにはいきません。解放新聞八十四部三十六万二千元を公費負担していることも決算審議で明らかになりましたが、これも認定できません。団体補助金、新聞代の公費負担ともに廃止すべきです。

以上で、反対討論を終わります。議員の皆さんの御賛同を、よろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長(清成宣明君) 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

上程中の議第八十七号平成十五年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十五年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(清成宣明君) 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおりこれを認定することに決定いたしました。

次に日程第五により、議第九十五号平成十六年度別府市一般会計補正予算(第六号)から、議第百十二号市長専決処分についてまで、以上十八件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

○市長(浜田 博君) 平成十六年第四回市議会定例会の開会に当たりまして、市政諸般の御報告を申し上げ、あわせて、今回提出した諸議案の概要について御説明申し上げます。

まず、九月二十八日には、本市の「観光再生」について、さまざまな角度から検討していただくため、昨年十月に設置いたしました別府観光戦略会議から提言を受けました。

この提言では、本市が目指すべき将来のビジョンを「ONSEN・ツーリズム」の振興と位置づけ、一、「別府八湯」を中心としたまちづくり。二、温泉資源の多角的な活用による滞在魅力づくり。三、歴史風土と自然環境を生かした個性ある都市景観づくり。四、文化芸術とスポーツ交流による国際都市としての魅力づくり。五、総合的、効果的な情報発信による別府ブランドの確立をその基本戦略に据え、さらにこれらの基本戦略を具体的なものとするため、短期的、中期的、長期的な二十五のプログラムに関する提言をいただいております。

今後は、この提言の趣旨を重く受けとめ、まちづくりとの連携を図るための組織・機構の見直しを行い、本市の「観光再生」に向けた取り組みを行ってまいります。

十月五日には、北部コミュニティーセンター「あすなる館」一階に、本市で二番目となる北部児童館が開館をいたしました。

児童館では、健全な遊びを通して子供の生活の安定と能力の発達を援助し、子供はその遊びを通して考え、判断し、行動し、その行動に対し責任を持つという独自性、自主性、社会性を身につけます。児童館が果たすべきこれらの役割を認識し、この北部児童館においても、子供に健全な遊びを提供するとともに、子育てに不安や悩みを抱える父母の相談にも応じております。

さらに、来年四月には本市で三番目となる西部児童館がオープンする予定であり、今後とも次代を担う本市の子供の健全な育成に努めてまいりたいと思っております。

十月十二日には、地域社会が一体となって県内の留学生を総合的に支援するため、本市も参画する産・学・官が連携した「特定非営利活動法人大学コンソーシアムおおいた」が設立をされました。

この法人においては、留学生の生活支援、文化やスポーツの交流、留学生と地域との交流、「留学生人材情報バンク」など、留学生に関する事業を実施するとともに、地域と留学生、また留学生同士の交流拠点、総合窓口としての機能も有しております。これらが総合的かつ効果的に実施されることで、さらなる留学生支援や国際交流に貢献されることを大いに期待しております。

十月十六、十七日の両日には、名称も新たに「大分県農林水産祭」の水産部門が亀川漁港で、十月二十三、二十四日の両日には農業、林業部門が別府公園で開催されました。昭和五十六年から二十年間にわたり本市の秋の恒例のイベントとして定着したこのお祭り

が四年ぶりに本市で開催される運びとなったことは、関係各位の御尽力のたまものであります。この祭りがこれからも本市で開催され、生産者と消費者との交流やそれぞれの製品の消費拡大を図ることはもとより、より多くのお客様に本市を訪れていただくよう努めてまいりたいと思います。

さらに、二十四日に同時開催となった「BEPPUダンスフェスタ二〇〇四」には、県内外から二十チーム、約五百五十人の御参加をいただき、この「大分県農林水産祭」に彩りを添え、多くの市民や観光客の皆様がこのイベントを楽しんでいただけたものと考えております。

十月二十八日から三十一日までの日程で、本市の公式訪問団が友好都市である中国烟台市を訪問いたしました。

今回は、昭和六十年七月に本市と烟台市とが友好都市の盟約を締結し、来年が二十周年という節目の年に当たることから、その記念行事に関する協議を行うことを目的に訪問したもので、友好的な雰囲気のもと協議も整い、この記念行事に関する覚書を締結してまいりました。

今後とも、両市における相互理解と親善、友好、協力関係の維持・発展に努めてまいりたいと考えております。

十一月二十三日には、中央公民館において「湯のまちべっぴん男女共同参画都市宣言」記念式典・フォーラムを開催いたしました。

この式典・フォーラムは、県下初の男女共同参画都市宣言を記念して行ったもので、当日は記念講演、自主活動グループの研究発表、啓発標語の優秀作品表彰など、男女共同参画に関する催しが行われました。男女が性別にかかわらず、お互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画のまちづくりを市民の皆様と協働で行っていくため、今回の宣言を契機として男女共同参画社会の形成をより一層推し進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ただいま上程された各議案の主なものについて、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、厳しい財政状況ではありますが、市民生活の安心・安全を図るため、台風により被害を受けた施設等の復旧費及び扶助費の追加を中心に編成しております。

まず、一般会計補正予算であります。今回補正します額は二十一億五千三百三十万円でありまして、これを既決予算に加えますと、四百十二億八千三百万円となります。

総務費では、後年度の事業の財源への影響を緩和するために設けた、別府市職員退職手当基金の積立額を計上しております。

民生費では、障害者等の家庭へのホームヘルパー派遣にかかる支援費制度の利用拡大に伴う増加額を追加計上しております。

また、子育て支援対策の一環として、児童手当の支給対象の範囲が小学校第三学年修了前までに拡大されたことに伴い、必要となる追加額を計上しております。

土木費では、たび重なる台風の風雨による影響を受け、経年劣化が著しい市営住宅の屋上の防水について、春先の強風による剥落などの被害を未然に防止するため、年次計画を前倒して実施する補修工事に要する経費を計上しております。

災害復旧費では、台風による被害の復旧に必要な経費を計上しております。

公債費では、個人住民税の先行減税等の財源とするための減税補てん債が、本年度末に一括償還となることから、これを緩和する国の借換制度を活用するため、必要な予算を計上しております。

次に特別会計補正予算であります。今回補正します額は、六億七千六百六十八万四千元でありまして、これを既決予算に加えますと五百六十九億四千九百八十一万六千元となります。

介護保険事業特別会計補正予算では、要介護認定または要支援認定を受け居宅で生活する方や、施設で介護が必要な方に対するサービスの安定供給を確保するために必要な経費を追加計上しております。

次に予算外議案については、条例八件、その他二件を提案しておりますので、その主なものについて御説明申し上げます。

議第百三号は、機構改革に伴い、別府市役所事務分掌条例を改めようとするものであります。

議第百五号は、別府商業高等学校の入学考査料及び入学料を改定することに伴い、条例を改めようとするものであります。

議第百六号は、別府商業高等学校の授業料及び幼稚園の保育料を改定することに伴い、条例を改めようとするものであります。

議第百七号は、機構改革の実施により、教育センターと青少年センターを統合し、総合教育センターを設置しようとするに伴い、条例を制定しようとするものであります。

議第百八号及び議第百九号は、西部地域児童福祉施設（仮称）の設置が予定されることから、同施設内に鶴見保育所を移転し、西部児童館を設置しようとするに伴い、条例を改めようとするものであります。

議第百十号は、地方税法第七百六条の二の規定により、本市が実施する国民健康保険税の徴収の特例を廃止するに当たり、納期の変更等を行うことに伴い、条例を改めようとするものであります。

以上をもちまして、提出した諸議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清成宣明君） 以上で、各議案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

会期日程により全議案を考案に付したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、全議案を考案に付すことに決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日三日から五日までの三日間は、考案及び休日のため本会議を休会とし、次の本会議は六日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十時五十分 散会